

# 官報

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 目次

### 〔政 令〕

- 国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令 (三)
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (四)

### 〔府令・省令〕

- エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令  
(内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境一)

### 〔省 令〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (厚生労働五)

六

五

三

- 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令 (経済産業・環境一)

### 〔法規的告示〕

- 子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第八條第一項に規定することも家庭庁長官が定める率 (子ども家庭庁四)
- 農業保険法第百四十八條第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件 (農林水産五二)
- 令和九年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件 (同五四)

### 〔その他告示〕

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 (法務四)
- 円借款の供与に関する日本国政府とペナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務一七)
- 円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同一八)
- 保安林の指定をする件 (農林水産五五)
- 海上における射撃訓練を実施する件 (防衛一〇〇一四)
- 都市計画に関する件 (北陸地方整備局二)

一〇

九

八

七

六

### 〔人事異動〕

内閣 法務省

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配五)

### 〔公 告〕

諸事項

官庁 公示送達関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係 会社その他

## 本号で公布された 法令のあらまし

◇国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令 (政令第三号) (農林水産省)

1 政令で指定する生活関連物資等としての米穀の指定の解除等  
国民生活安定緊急措置法 (昭和四十八年法律第百二十一号) 第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等を米穀とする規定を削除するとともに、これに伴い、米穀の転売の禁止及びこれに関する罰則に係る規定を削除する。(第一条、第二条及び第七条関係)

2 施行期日等  
(1) この政令は、公布の日の翌日から施行する。  
(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係政令の規定を整備する。  
(附則第二項及び第三項関係)

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (政令第四号) (厚生労働省)

第1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

1 後期高齢者医療制度における子ども・子育て支援納付金の賦課等

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者に対して課する保険料の賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。(第十八条第一項第一号関係)

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。(第十八条第一項第八号関係)

(3) (2)の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た子ども・子育て支援納付金所得割率を乗じて得た額とする。ただし、当該後期高齢者医療広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、当該被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、(6)の子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。(第十八条第一項第九号関係)

イ (7)ロの所得割総額

ロ 被保険者につき算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

(4) (2)の被保険者均等割額は、(7)ロの被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。(第十八条第一項第十一号関係)

(5) 子ども・子育て支援納付金所得割率及び(4)の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一であるものとする。(第十八条第一項第十二号関係)

(6) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、二万千円を超えることができないものとする。(第十八条第一項第十三号関係)

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額の基準は、イ及びロのとおりとする。

イ 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度の(イ)に掲げる合計額の見込額から(ロ)に掲げる合計額の見込額を控除して得た額を第十八条第三項第一号の予定保険料収納率で除して得た額とする。(第十八条第四項第一号関係)

(イ) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

(ロ) 調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金関係に限る。)のための収入の額(負担対象総額の一部を除く。)の合計額

ロ 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率を乗じて得た額とする。(第十八条第四項第二号関係)

2 賦課限度額

後期高齢者医療制度の基礎賦課額に係る賦課限度額を八十万円から八十五万円に引き上げる。(第十八条第一項第七号関係)

3 低所得者に対する減額措置に係る判定基準  
所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の十分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を三十万五千円から三十一万円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の十分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五十六万円から五十七万円に引き上げる。(第十八条第五項第一号及び第四号関係)

4 その他

その他所要の改正を行う。

第2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

1 特別調整交付金の総額は、調整交付金基礎額の十分の一に相当する額及び子ども・子育て支援納付金の額の見込額の百二十分の一に相当する額の合計額とする。(第六条第五項関係)

2 令和八年度及び令和九年度における後期高齢者負担率は、百分の十三・二七とする。(第十一条の二関係)

3 財政安定化基金拠出金の額の算定方法等

(1) 特定期間において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、当該特定期間について、当該後期高齢者医療広域連合の療養の給付等

に要する費用の額の見込額に基礎財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た基礎拠出額及び当該特定期間における各年度の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額の見込額に各年度ごとの子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額から高齢者の医療の確保に関する法律第一百六条第七項に規定する収入の見込額の三分の一に相当する額を控除して得た額とする。(第十九条第一項関係)

(2) 子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率は、各都道府県の当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額(子ども・子育て支援納付金関係に限る。)及び基金事業貸付金の見込額(子ども・子育て支援納付金関係に限る。)の合計額から各都道府県の当該年度における基金事業借入金の償還金の見込額(子ども・子育て支援納付金関係に限る。)を控除して得た額の三分の一に相当する額を、当該年度における各後期高齢者医療広域連合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額で除して得た数等を勘案して、厚生労働大臣が定める率とする。(第十九条第三項関係)

(3) 財政安定化基金拠出金のうち特定期間の初年度において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する額は、基礎拠出額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。(第十九条第四項関係)

(4) 特定期間の初年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額は、後期高齢者医療広域連合から徴収する基礎拠出額及び国が負担する基礎拠出額の合計額を控除して得た額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。(第十九条第六項関係)

(5) 初年度において国が負担する額は、基礎拠出額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。(第十九条第八項関係)

4 令和八年度及び令和九年度における出産育児支援金率は、百分の七・四四とする。(第二十七条の二関係)

第3 施行期日等

1 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則第一項関係)

2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二項関係)

政

令

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令
内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項、第三十一条及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。
第三条第一項中「法」を「国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

附則

（施行期日）
この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 地方自治法施行令の一部改正
（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一「国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）」の項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改める。

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
農林水産大臣 鈴木 憲和

御名 御璽

令和八年一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担
金、高齢者等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十五条第一項、第一百条第二項、第一百四十二条、第一百六条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第二百二十四条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）
第一条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十八条第四項第一号」を「第十八条第五項第一号」に、「第十八条第一項第二号及び第三号」を「第十八条第一項第三号及び第四号」に改め、同条第五項第三号中「第十八条第一項第二号」を「第十八条第一項第三号」に改める。

第十八条第一項第六号中「第一号の賦課額」を「第一号イの基礎賦課額」に、「八十万円」を「八十五万円」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」を「第二号」に、「算定した当該特定期間」を「算定した特定期間」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号ただし書中「第四号」を「第五号」に、「保険料の賦課額」を「基礎賦課額」に、「当該賦課額」を「当該基礎賦課額」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号イ中「第三項第三号に規定する」を「第三項第三号の」に改め、同号ロ中「当該特定期間」を「特定期間」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該保険料の賦課額」を「前号イの基礎賦課額」に改め、同号ただし書中「係る賦課額」を「係る基礎賦課額」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該保険料の賦課額は、イ及びロの合計額とすること。
イ 被保険者につき算定した基礎賦課額（法第一百四十二条第一項に規定する後期高齢者医療に要する費用（同項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（以下「子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」という。）を除く。）に充てるための賦課額をいう。）

ロ 被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。）
第十八条第一項に次の六号を加える。

第八号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

九 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率（第十二号において「子ども・子育て支援納付金所得割率」という。）を乗じて得た額であること。ただし、当該後期高齢者医療広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文及び第十一号の規定に基づき当該被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第十三号の規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回るということが事実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

イ 第四項第二号の所得割総額
ロ 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

十 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百三十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

十一 第八号の被保険者均等割額は、第四項第二号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者均等割額の見込額で除して得た額であること。

十二 子ども・子育て支援納付金所得割率及び前号の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一であること。

十三 第一号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額は、二万千円を超えることができないものであること。



府 令 ・ 省 令

○内閣府、財務省、  
○文部科学省、経済産業省、  
○環境省、令第一号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を  
実施するため、エネルギー対策特別会計事  
務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。  
令和八年一月二十一日

- 内閣総理大臣 高市 早苗
- 財務大臣臨時代理 財務大臣 上野賢一郎
- 文部科学大臣 松本 洋平
- 経済産業大臣臨時代理 経済産業大臣 小野田紀美
- 国土大臣 石原 宏高
- 環境大臣 石原 宏高

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令  
エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第  
一号）の一部を次のように改正する。  
次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第四（第五条関係）		別表第四（第五条関係）	
借方科目 （略）	貸方科目 （略）	借方科目 （略）	貸方科目 （略）
電源立地对策費	電源立地对策費	電源立地对策費	電源立地对策費
電源利用対策費	電源利用対策費	電源利用対策費	電源利用対策費
脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費	脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費	脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費	脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費
脱炭素成長型経済構造移行 推進機構出資	脱炭素成長型経済構造移行 推進機構出資	脱炭素成長型経済構造移行 推進機構出資	脱炭素成長型経済構造移行 推進機構出資
原子力安全規制対策費	原子力安全規制対策費	原子力安全規制対策費	原子力安全規制対策費
国立研究開発法人新エネル ギー・産業技術総合開発機 構運営費	国立研究開発法人新エネル ギー・産業技術総合開発機 構運営費	国立研究開発法人新エネル ギー・産業技術総合開発機 構運営費	国立研究開発法人新エネル ギー・産業技術総合開発機 構運営費
国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構運営費	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構運営費	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構運営費	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構運営費
国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構出資	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構出資	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構出資	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構出資
国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構施設整備費	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構施設整備費	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構施設整備費	国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構施設整備費
周辺地域整備資金へ繰入	周辺地域整備資金へ繰入	周辺地域整備資金へ繰入	周辺地域整備資金へ繰入
国債整理基金特別会計へ繰 入	国債整理基金特別会計へ繰 入	国債整理基金特別会計へ繰 入	国債整理基金特別会計へ繰 入
事務取扱費	事務取扱費	事務取扱費	事務取扱費

別表第六（第五条関係）

整理科目 （略）	諸支出金 脱炭素成長型経済構造移行 推進諸支出金 周辺地域整備資金へ組入
-------------	---

別表第六（第五条関係）

整理科目 （略）	諸支出金 脱炭素成長型経済構造移行 推進諸支出金 周辺地域整備資金へ組入
-------------	---

借方科目	貸方科目
一般会計より受入	先端半導体・人工知能関連 技術対策費
財政投融资特別会計より受 入	脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費
エネルギー需給構造高度化 対策財源エネルギー需給勘 定より受入	国立研究開発法人産業技術 総合研究所運営費
脱炭素成長型経済構造移行 推進エネルギー需給勘定よ り受入	エネルギー需給構造高度化 対策国立研究開発法人新工 ネルギー・産業技術総合開 発機構運営費
先端半導体・人工知能関連 技術公債金	独立行政法人情報処理推進 機構出資
雑収入	先端半導体・人工知能関連 技術対策公債事務取扱費一 般会計へ繰入
	国債整理基金特別会計へ繰 入

附 則  
この命令は、公布の日から施行する。

省

令

厚生労働省令第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

令 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>（指定薬物）</b></p> <p><b>第一条</b> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 五十三（略）</p> <p>五十四 二（四）イソプロポキシベンジル（一）五ニトロロー（二）（ピロリジン（一）イール）エチル）ベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>五十五 百二十（略）</p> <p>百二十一 一（二）ジエチルアミノ）エチル（二）（二・三）ジヒドロペンゾフラン（五）イール）メチル（一）五ニトロベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>百二十二 百三十五（略）</p> <p>百三十六 Nシクロプロピル（四）ヒドロキシ（N）メチルトリプタミン及びその塩類</p> <p>百三十七 百五十七（略）</p>	<p><b>（指定薬物）</b></p> <p><b>第一条</b> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 五十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十四 百十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百二十 百三十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百三十四 百五十四（略）</p>

附則 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

経済産業省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第七条第一項第一号イ（4）の規定に基づき、及び同令を実施するため、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 小野田紀美  
環境大臣 石原 宏高

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）</p> <p><b>第二条</b>（略）</p> <p>2 5 5（略）</p> <p>6 令第七条第一項第一号イ（4）の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ（4）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 蒸気（前号に掲げるものを除き、廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限り。）並びに温水及び冷水（廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものに限り。）</p> <p>三 蒸気（前二号に掲げるものを除く。）並びに温水及び冷水（前号に掲げるものを除く。） 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数</p> <p>イ 八（略）</p>	<p>（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）</p> <p><b>第二条</b>（略）</p> <p>2 5 5（略）</p> <p>6 令第七条第一項第一号イ（4）の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ（4）の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 蒸気（前号に掲げるものを除く。）、温水及び冷水 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める係数</p> <p>イ 八（略）</p>
<p>7 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び前項第三号イの係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となつた情報を収集し、その内容を確認するものとする。</p>	<p>7 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び第六項第二号イの係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となつた情報を収集し、その内容を確認するものとする。</p>

(実測等に基づく係数を用いた算定等)  
第十一条 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第三号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができる。第二項から第八項の二までの規定にかかわらず、第二項から第八項の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(実測等に基づく係数を用いた算定等)  
第十一条 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第二号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができる。第二項から第八項の二までの規定にかかわらず、第二項から第八項の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

附則

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令による改正後の規定は、令和八年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十九年法律第十七号）第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量の算定について適用する。

法的告示

〇こども家庭庁告示第四号

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第八条第一項の規定に基づき、同項第一号イ及び第二号イのこども家庭庁長官が定める率を次のように定め、告示の日から適用する。  
令和八年一月二十一日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第八条第一項第一号イ及び第二号イのこども家庭庁長官が定める率は百分の五十二とする。

こども家庭庁長官が定める率

子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第九十三号）第八条第一項第一号イ及び第二号イのこども家庭庁長官が定める率は百分の五十二とする。

〇農林水産省告示第五十三号  
農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百八十八条第五項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千六百六十号（農業保険法第四百八十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件）の一部を次のように改正する。  
令和八年一月二十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。  
2 この告示による改正後の平成三十年農林水産省告示第二千六百六十号の規定は、なつみかん及びびかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をい、いよかんを除く。）

以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあつては令和九年度産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びびかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあつては令和十年産の果実に係る共済関係から、それぞれ適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の令和八年度以前年度産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びびかんきつ類の果樹に係る収穫共済の令和九年度以前年度産の果実に係る共済関係について、農業保険法第四百八十八条第五項の細区分については、なお従前の例による。  
〇農林水産省告示第五十四号  
農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百八十八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、令和九年度産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル及びいよかん並びに令和十年産のなつみかん及びびかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をい、いよかんを除く。）に係る同法第四百八十八条第二項の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。  
令和八年一月二十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）  
附則  
この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

〇法務省告示第四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証を、同法第十一条第一項の規定に基づき、告示する。  
令和八年一月二十一日

法務大臣 平口 洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所  
株式会社ライフテクノロジ  
東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル一階  
認証年月日  
令和八年一月八日

〇外務省告示第十七号  
令和七年十二月十九日にコト又で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。  
令和八年一月二十一日  
外務大臣 茂木 敏充

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベナン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベナン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。  
1 七十七億二千万円（七、七二〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済力パナンス及び民間セクター開発支援計画のための開発政策借款として、ベナン共和国政府による経済力パナンス及び民間セクター開発支援のための計画（以下「計画」という。）においてベナン共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベナン共和国政府に供与されることとなる。

2 (1) 借款は、ベナン共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。  
(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。  
(b) 年間の利率率は、一・九パーセントとする。  
(c) 支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後二年とする。  
(2) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。  
(3) (1) 借款は、ベナン共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、ベナン共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのもを除く。）を対象として使用に供される。  
(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によつて修正することができる。

4 ベナン共和国政府は、ベナン共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に相当する額をベナンの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベナン共和国政府の国家予算に編入される。

5 ベナン共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達に、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて実施されることを確保する。

6 ベナン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7 ベナン共和国政府は、JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベナン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8 ベナン共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9 ベナン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。  
(a) 借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料  
(b) 借款及び計画に関連するその他の情報として生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

10 本使は、更に、この書簡及びベナン共和国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとするを提案する光榮を有します。  
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。  
二千二十五年十二月十九日にコトヌで

ベナン共和国  
日本国特命全権大使 上蘭英樹  
ベナン共和国駐在  
経済・財務担当国務大臣（協力担当）  
ロミュアルド・ワダニ閣下

(ベナン側書簡)  
(訳文)  
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。  
(日本側書簡)

本大臣は、更に、ベナン共和国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとするに同意する光榮を有します。  
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。  
二千二十五年十二月十九日にコトヌで

ベナン共和国駐在  
日本国特命全権大使 上蘭英樹閣下  
○外務省告示第十八号  
令和七年十二月十七日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。  
令和八年一月二十一日

(訳文)  
(日本側書簡)  
書簡をもって啓上いたします。本使は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。  
1 二百十三億六千八百万円（二一、三六八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、畜産振興・家畜衛生強化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従つて、ウズベキスタン共和国政府に供与されることとなる。

2 (1) 借款は、ウズベキスタン共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によつて規律される。  
(a) 償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。  
(b) 年間の利率率は、二・三パーセントとする。  
(c) (b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行つた支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利率率は、〇・八パーセントとする。  
(d) 支出期間は、借款契約の効力発生の日の後八年とする。

3 借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。  
(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。  
4 借款は、ウズベキスタン共和国政府が計画に基づき指定金融機関を通じて最終借入人に対して行つた融資に充てるために使用に供される。

5 借款の一部は、ウズベキスタン共和国政府が調達適格国の供給者又はコンサルタントに対して将来行つた支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のためにウズベキスタン共和国政府と当該供給者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。  
(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。  
(2) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

6 ウズベキスタン共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務が、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて調達されることを確保する。  
7 ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。  
8 (1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。  
9 ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。  
(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税  
(b) 供給者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に關してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税  
(c) 供給者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に關してウズベキスタン共和国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金  
(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税  
(e) 供給者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に關してウズベキスタン共和国において課される全ての付加価値税

9 ウズベキスタン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

(c) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

10 ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供す。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

11 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとする。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十五年十二月十七日に東京で

ウズベキスタン共和国駐在  
日本国特命全権大使 平田健治

ウズベキスタン共和国  
投資・産業・貿易大臣  
クドラトフ・ラジズ・  
シャフカトヴィッチ閣下  
(ウズベキスタン側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十五年十二月十七日に東京で

ウズベキスタン共和国  
投資・産業・貿易大臣  
クドラトフ・ラジズ・  
シャフカトヴィッチ

ウズベキスタン共和国駐在  
日本国特命全権大使 平田健治閣下

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 島根県邑智郡邑南町阿須那二二九七・二二九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができると立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理  
国務大臣 赤間 二郎

日時 令和八年二月二日から同月六日（予備、同月九日から同月十六日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三二度二〇分一二秒

(イ) 北緯三二度四七分一二秒

(ウ) 東経一二八度四五分五二秒

(エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理  
国務大臣 赤間 二郎

日時 令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域 津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理  
国務大臣 赤間 二郎

日時 令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域 津軽海峡西方の北緯四度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理  
国務大臣 赤間 二郎

日時 令和八年二月一日、同月三日及び同月四日（予備、同月二日及び同月五日から同月八日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区域 若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(イ)及び(ロ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア) 北緯三七度〇分一秒

(イ) 東経一三四度五九分五〇秒

(ロ) 北緯三七度二分一秒

(ハ) 東経一三五度三九分四九秒

(ニ) 北緯三七度二分一秒

(ヘ) 東経一三五度三九分四九秒

(ホ) 北緯三六度四分一秒

(ヘ) 東経一三四度五九分五〇秒

実施艦 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理  
国務大臣 赤間 二郎

日時 令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域 津軽海峡西方の北緯四度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦 自衛艦九隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

区域

野島崎南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

- (ア) 北緯三四度三十分一五秒 東経一四〇度一六分四八秒
(イ) 北緯三四度一八分二三秒 東経一四〇度三十三分〇六秒
(ウ) 北緯三四度〇八分一八秒 東経一四〇度四六分五一秒
(エ) 北緯三四度〇一分五九秒 東経一四〇度五七分〇一秒
(オ) 北緯三四度五七分〇七秒 東経一四〇度五五分一四秒
(カ) 北緯三四度三十分二九秒 東経一四〇度二五分四七秒
(キ) 北緯三四度三十分一八秒 東経一四〇度七分四八秒

実施艦

自衛艦十隻
射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

北陸地方整備局告示第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十一日

北陸地方整備局長 高松 諭

- 一 施行者の名称 新潟県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十七年北陸地方整備局告示第七号村上都市計画道路事業三・四・二十二号東大通り線
三 事業施行期間 自平成二十七年八月二十一日至令和十二年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

人事異動

内閣

総務大臣臨時代理解職 片山さつき
内閣府特命担当大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く(一月十六日)

文部科学大臣臨時代理解職 黄川田仁志
文部科学大臣松本洋平帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く(一月十七日)

デジタル大臣松本尚海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる 林 芳正

内閣府特命担当大臣松本尚海外出張不在中内閣府特命担当大臣(サイバー安全保障)事務代理を命ずる 林 芳正

外務大臣臨時代理解職 木原 稔
外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
防衛大臣臨時代理解職 赤間 二郎

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く(以上一月十八日)
経済産業大臣臨時代理 小野田紀美
経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)事務代理を命ずる 小野田紀美
農林水産大臣臨時代理解職 石原 宏高

農林水産大臣鈴木憲和帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く(以上一月十九日)

法務省

Table with columns for names and positions in the Ministry of Justice, including 法務事務官, 浅野 敏之, 飯塚 美香, etc.

皇室事項

行幸啓
天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、一月十八日午後四時三十七分御出門、大相撲一月場所を御覧のため、国技館(墨田区)へ行幸啓、同七時十九分還幸啓になった。

官庁報告

法務省告示配第五号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
令和八年一月二十一日
法務大臣 平口 洋

- 住所 愛知県西尾市
レ・タン・ビン 平成4年8月21日生
レ・チャン・アン・ニ 令和5年4月17日生
住所 大阪府泉大津市
チャン・スアン・ニュー・ゴック 平成3年9月27日生
住所 大阪府生野区
ユン・タン・ソク 昭和48年5月29日生
ユン・フン・ソク 平成16年1月31日生
ユン・ミン・ロン 平成24年7月1日生
住所 栃木県小山市
フイ・ビエト・フオン 平成4年9月28日生
住所 東京都世田谷区
トアン・ゴック・フオン・チン 平成9年9月28日生
住所 東京都大田区
チャン・ホアン・アン 平成6年6月21日生
住所 埼玉県熊谷市
ボウ・トラン・ヤ・クック 昭和58年5月8日生
ボウ・トラン・リナ 平成22年11月12日生
ボウ・トラン・ユカ 平成30年8月27日生
ボウ・トラン・ヨウタ 令和5年1月12日生
住所 名古屋市西区
グエン・ニュー・クアン・アン 平成元年10月8日生
住所 埼玉県新座市
フルコウ・ヴァオ・レッタ・ヴァチェスラヴァナ 平成9年3月3日生
住所 大阪府豊能郡豊能町
住所 大阪府豊能郡豊能町
金剛史 昭和49年7月12日生

住所 東京都品川区  
シカタ・クワン・イン・サキ 昭和34年11月15日生

住所 東京都大田区  
ダン・ティ・タン・ラン 昭和37年12月16日生  
グエン・ダン・タン・トウエイ 平成12年10月22日生  
グエン・ホン・フック 平成15年6月22日生

住所 東京都世田谷区  
李翔 昭和62年5月11日生  
趙寧寧 平成5年11月15日生  
李庚元 令和2年1月30日生

住所 千葉県館山市  
ユウカ・エニユーラ 平成17年11月10日生

住所 大阪市阿倍野区  
劉思 昭和63年8月10日生  
閻惠澤 平成25年4月18日生  
閻瀚愷 平成27年2月6日生  
閻鈺皓 令和2年9月29日生  
閻燿燿 令和4年11月22日生  
閻竣燁 令和4年11月22日生  
閻熔爍 令和4年11月22日生  
閻沐隆 令和6年5月13日生

住所 大阪市東成区  
朴哉妍 昭和54年12月29日生

住所 東京都墨田区  
張曉婷 平成3年1月26日生

住所 山口県岩国市  
サトナカ・ソコレ・フェルナンド・アンドレス 昭和38年7月3日生

住所 東京都江戸川区  
ブルブル・ユヌス・ジャン 平成3年2月6日生

住所 群馬県伊勢崎市  
ラファエル・ユウゾウ・ウメザキ・フェルナンデス 平成17年8月2日生

住所 群馬県太田市  
パウロ・エンリケ・マルチネス 昭和58年9月15日生

住所 相模原市緑区  
李牧遥 昭和63年3月1日生

住所 川崎市川崎区  
朴昌浩 昭和47年4月27日生

住所 川崎市中原区  
テ・テ・ナイン 昭和56年10月24日生

住所 横浜市鶴見区  
ファン・アルトゥーロ・アソシナ・セルナ 昭和33年8月3日生  
アナ・マリア・ガルシア・ガルベス・デ・アソシナ 昭和40年2月26日生

住所 川崎市中原区  
ブナム・スレスタ 平成4年7月14日生

住所 神奈川県厚木市  
コディカーラゲ・アサンカ・マノジョ・クマール・コディカーラ 昭和63年4月3日生

住所 神奈川県厚木市  
セイナ・コディカーラ 令和7年5月9日生

住所 川崎市宮前区  
黄丹娜 昭和49年12月14日生

住所 川崎市幸区  
楊大輝 平成4年5月9日生

住所 横浜市中区  
馬天 昭和58年9月9日生  
鐘雪 昭和57年11月29日生  
馬妮 平成24年2月6日生  
馬優 平成26年5月15日生

住所 東京都中央区  
サベイ・コ 昭和54年2月19日生

住所 東京都狛江市  
グエン・ティ・ピッチ・ティ 平成7年4月15日生

住所 東京都港区  
林書丞 平成2年1月24日生

住所 東京都新宿区  
ロケンドラ・タバ 平成8年1月28日生

住所 東京都江戸川区  
姚子薦 平成5年11月29日生

住所 山梨市  
フォミチョヴァ・クセニヤ 昭和57年2月26日生

住所 兵庫県尼崎市  
楊斌 昭和56年5月11日生

住所 大阪市鶴見区  
阿不来提木明江 昭和61年7月9日生

住所 沖縄県宜野湾市  
ラミット・アディカリ 平成5年4月8日生  
パビトラ・ラナ 平成7年7月8日生  
レオン・アディカリ 令和2年6月30日生

住所 千葉県柏市  
鄭向怡 平成14年4月26日生

住所 神戸市須磨区  
姜弘美 昭和49年7月8日生

住所 神戸市須磨区  
姜清美 昭和51年5月14日生

住所 兵庫県西宮市  
姜直美 昭和53年1月13日生

住所 神戸市灘区  
金里砂 昭和60年8月16日生

住所 兵庫県芦屋市  
李直美 昭和47年7月1日生  
李芳美 昭和44年9月10日生

住所 兵庫県尼崎市  
金賢燮 昭和56年1月27日生  
金倫朱 昭和55年8月26日生  
金英雅 平成22年10月10日生  
金希英 平成25年3月16日生  
金沙英 平成29年4月27日生

住所 東京都練馬区  
エイコ・アルオカーブ 昭和42年5月28日生

住所 東京都文京区  
玄東林 昭和36年2月1日生

住所 東京都新宿区  
フォーヴ・マリジョ・アレクサンドロヴァ・マルセライン・カドルナ・エスカラダ 平成5年8月13日生

住所 東京都新宿区  
アルフレイド・リバーロール・オーネー 平成4年6月6日生

住所 東京都江東区  
李美慧 平成5年2月5日生

住所 奈良市  
全貴之 昭和59年4月11日生

住所 京都市伏見区  
ケンジ・パッション・ロメロ 平成12年8月21日生

住所 京都市左京区  
高英浩 昭和35年4月15日生

住所 京都市伏見区  
尹陽子 昭和50年3月13日生

住所 名古屋市緑区  
金豪宏 昭和49年8月27日生

住所 名古屋市東区  
ウイリ・バレナ・チョカノ 平成5年8月1日生



語 彙 項

公 示 送 達

宮城県塩竈市新富町3-34ソレイユ新富町  
高橋 茂樹

上記の者に送達すべき令和7年沖基審発第7-95号に関する決定書の謄本は、沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎1号館3階沖縄労働局内労働者災害補償保険審査官宜間弘史が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

令和8年1月21日  
沖縄労働者災害補償保険審査官 宜間 弘史  
(備考) 決定の主文及び年月日

- 1 決定主文 「本件審査請求を却下する。」
- 2 決定年月日 令和7年9月11日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第90848号

神奈川県川崎市宮前区有馬1丁目18番15-2号

申立人 加藤 智美  
本籍東京都西東京市下保谷5丁目10番、最後の住所東京都東村山市恩多町1丁目44番地49、死亡の場所東京都立川市。死亡年月日令和6年5月5日、出生の場所岩手県一関市。出生年月日昭和29年11月21日、職業建築業  
被相続人 亡 瀧田 実  
事務所東京都西東京市田無町3-3-2グラントソレイユ田無503号室 西東京いこい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 明子  
催告期間満了日 令和8年7月21日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第90926号**

東京都港区南青山4丁目18番21号南青山スカイハイツ208号

申立人 一般社団法人成年後見センターペアサポート

代表者代表理事 富永 忠祐

本籍東京都狛江市東和泉1丁目1947番地、最後の住所東京都狛江市岩戸南4丁目17番17号こまえ苑、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年9月11日、出生の場所東京府東京市世田谷区、出生年月日昭和14年10月5日、職業無職

被相続人 亡 酒井 邦子

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目37番7号 テミスビル1階 吉祥寺市民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 緒方 瑛

催告期間満了日 令和8年7月21日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第90951号**

東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目15番9号岩崎吉祥寺ビル3階

申立人 公益財団法人武蔵野市福祉公社

本籍東京都武蔵野市関前3丁目24番、最後の住所東京都西東京市柳沢4丁目1番3号めぐみ園、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日令和7年9月20日、出生の場所富山県中新川郡雄山町、出生年月日昭和20年9月4日、職業無職

被相続人 亡 荒木 貞弘

事務所東京都立川市曙町2-31-15 日住金立川ビル6階 弁護士法人福澤法律事務所立川支所

相続財産清算人 弁護士 池浦 慧

催告期間満了日 令和8年7月21日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第1073号**

神戸市東灘区住吉山手7-2-4-414

申立人 西村 教子

本籍兵庫県淡路市尾崎1459番地2、最後の住所兵庫県淡路市尾崎1459番地2、死亡の場所兵庫県淡路市、死亡年月日令和7年5月6日、出生の場所兵庫県津名郡一宮町、出生年月日昭和21年11月2日、職業不明

被相続人 亡 砂河 秀治

神戸市中央区中町通2丁目1番18号JR神戸駅NKビル6階 方円法律事務所

相続財産清算人 弁護士 遠藤 創史

催告期間満了日 令和8年7月22日

神戸家庭裁判所洲本支部

**令和7年(家)第20154号**

群馬県佐波郡玉村町大字下新田496-4

申立人 掛川 正美

本籍群馬県佐波郡玉村町大字下新田192番地、最後の住所群馬県佐波郡玉村町大字下新田192番地、死亡の場所群馬県佐波郡玉村町、死亡年月日令和7年10月27日頃、出生の場所群馬県高崎市、出生年月日昭和40年10月5日、職業会社員

被相続人 亡 掛川 智志

群馬県前橋市大手町3丁目4番16号石原・関・猿谷法律事務所

相続財産清算人 安カ川美貴

催告期間満了日 令和8年7月30日

前橋家庭裁判所

**令和7年(家)第2081号**

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

申立人 群馬県邑楽郡邑楽町

本籍神奈川県横浜市神奈川区菅田町2478番地1、最後の住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野3011番地5、死亡の場所群馬県邑楽郡邑楽町、死亡年月日推定令和6年3月1日から10日までの間、出生の場所群馬県邑楽郡邑楽村、出生年月日昭和26年7月2日、職業不明

被相続人 亡 川島 二郎

事務所群馬県前橋市大手町2-5-6 まえばし法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井匠太郎

催告期間満了日 令和8年7月31日

前橋家庭裁判所太田支部

**令和7年(家)第20109号**

群馬県安中市安中1丁目23番13号

申立人 安中市長 岩井 均

本籍群馬県安中市安中1丁目3030番地7、最後の住所群馬県安中市安中1丁目16番24号、死亡の場所群馬県安中市、死亡年月日令和5年7月1日頃から10日頃までの間、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和37年2月7日、職業不明

被相続人 亡 小金澤厚文

群馬県安中市岩井2470番地3 戸田ビル1F 西 安中法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小坂 景子

催告期間満了日 令和8年7月26日

前橋家庭裁判所高崎支部

**令和7年(家)第80514号**

埼玉県さいたま市浦和区大東1丁目36番36号

申立人 藤本 成明

本籍埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目74番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目9番10号、死亡の場所埼玉県さいたま市浦和区、死亡年月日令和7年8月10日、出生の場所埼玉県行田市、出生年月日昭和22年8月6日、職業無職

被相続人 亡 増田 佳久

事務所埼玉県さいたま市大宮区仲町2-80-1 K・D i o 101号室コモンズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 徳田 玲亜

催告期間満了日 令和8年7月30日

さいたま家庭裁判所

**令和7年(家)第72245号**

東京都品川区荏原5丁目4番5号

申立人 澤口 広幸

本籍東京都品川区荏原5丁目4番、最後の住所東京都品川区荏原5丁目4番5号沢口方、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和3年3月5日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和43年5月12日、職業不明

被相続人 亡 金子 直美

事務所東京都千代田区九段南4丁目6番1号九段シルバーパレス902 蒼樹法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松本 俊一

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第72258号**

東京都町田市鶴川2丁目22番地39

申立人 住澤真美子

本籍東京都渋谷区代々木5丁目5番、最後の住所東京都渋谷区上原1丁目33番8号ザ・パークメゾン代々木上原102、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和7年6月2日、出生の場所宮崎県日向市、出生年月日昭和49年11月17日、職業会社取締役

被相続人 亡 住澤 大介

事務所東京都港区虎ノ門1-15-12日本ガス協会ビル5階 LM虎ノ門南法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島田 敏雄

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第72433号**

東京都中央区佃2丁目19番1-601号

申立人 吉田 佳子

本籍大阪府大阪市阿倍野区丸山通2丁目3番、最後の住所東京都中央区月島2丁目10番1-3308号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日令和7年7月22日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和40年8月20日、職業自営業

被相続人 亡 林 美和

事務所東京都中央区銀座3-9-19 吉澤ビル8階東京21法律事務所

相続財産清算人 弁護士 広津 佳子

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第72995号**

東京都新宿区四谷2丁目11番 龍文堂ビル302

申立人 栗山 等

本籍東京都新宿区西落合1丁目15番、最後の住所東京都新宿区西落合1丁目15番13号、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日令和7年10月27日、出生の場所東京市淀橋区、出生年月日昭和13年11月27日、職業無職

被相続人 亡 手塚 啓治

事務所東京都千代田区二番町3番地5 麴町三葉ビル4階 半蔵門総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 秀平

催告期間満了日 令和8年7月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第777号**

岐阜県海津市南濃町安江1208番地

申立人 後藤 勇一

本籍岐阜県海津市南濃町安江1210番地、最後の住所岐阜県海津市南濃町安江1210番地、死亡の場所岐阜県海津市、死亡年月日平成23年11月10日、出生の場所岐阜県海津市南濃町、出生年月日昭和18年1月1日、職業不明

被相続人 亡 小池 治仁

岐阜県多治見市金山町5番地の1金山ビル3階水野・森本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 水野 将也

催告期間満了日 令和8年7月27日

岐阜家庭裁判所大垣支部

**令和7年（家）第52号**

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾325番地  
申立人 上平 佳司  
本籍広島県福山市松永町4丁目341番地1、  
最後の住所和歌山県日高郡日高川町大字坂野  
川103番地1、死亡の場所和歌山県日高郡日  
高川町、死亡年月日推定令和6年8月1日か  
ら10日までの間、出生の場所和歌山県有田郡  
湯浅町、出生年月日昭和33年12月7日、職業  
無職  
被相続人 亡 岡野 温子  
事務所和歌山県御坊市島101番地5  
相続財産清算人 司法書士 楠本 博昭  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
和歌山家庭裁判所御坊支部

**令和7年（家）第643号**

岐阜県各務原市緑苑西1ー6  
申立人 長浦 俊子  
本籍岐阜県各務原市緑苑西1丁目6番地、最  
後の住所岐阜県各務原市緑苑西1丁目6番  
地、死亡の場所岐阜県美濃加茂市、死亡年月  
日令和7年7月28日、出生の場所岐阜県恵那  
郡蛭川村、出生年月日昭和36年1月3日、職  
業無職  
被相続人 亡 長浦 淳公  
事務所岐阜市明德町10 杉山ビル3階 弁護  
士法人見田村法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 見田村勇磨  
催告期間満了日 令和8年8月3日  
岐阜家庭裁判所

**令和6年（家）第1390号**

京都市左京区高野竹屋町50番地1  
申立人 パレス洛北管理組合  
代表者理事長 鎌田 敏郎  
申立人手続代理人弁護士 河口 仁  
申立人手続復代理人弁護士 織田 弘佑  
国籍台湾、最後の住所京都市左京区吉田本町  
29番地4、死亡の場所不明、死亡年月日西暦  
2021年7月1日頃から10日頃まで、出生の場  
所不明、出生年月日西暦1974年4月7日、職  
業不明  
被相続人 亡 李 文洛  
事務所京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋  
町407 長栄ビル3階 あしだ総合法律事務  
所  
相続財産清算人 弁護士 四方 奨  
催告期間満了日 令和8年8月6日  
京都家庭裁判所

**令和7年（家）第2173号**

京都市西京区桂市ノ前町38  
申立人 風間 茂  
申立人手続代理人弁護士 松田 哲郎  
本籍京都市中京区聚楽廻西町165番地、最後  
の住所京都市西京区山田御道路町8番地27、  
死亡の場所京都市西京区、死亡年月日令和7  
年8月1日頃から10日頃までの間、出生の場  
所京都市上京区、出生年月日昭和35年9月12  
日、職業不明  
被相続人 亡 城岸 祐之  
事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町  
700 弘希ビル2階 弘希総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 今尾 元彦  
催告期間満了日 令和8年8月6日  
京都家庭裁判所

**令和7年（家）第17057号**

沖縄県那覇市字小禄358番地  
申立人 照屋 信勝  
本籍沖縄県那覇市字小禄2586番地、最後の住  
所沖縄県那覇市字小禄348番地、死亡の場所  
沖縄県豊見城市、死亡年月日令和7年5月21  
日、出生の場所沖縄県那覇市、出生年月日昭  
和24年5月28日、職業無職  
被相続人 亡 照屋 勝正  
沖縄県那覇市与儀1丁目14番10号  
相続財産清算人 岩井 洋  
催告期間満了日 令和8年8月7日  
那覇家庭裁判所

**令和7年（家）第17060号**

沖縄県那覇市若狭2丁目12番7号3階  
申立人 盛吉 弘  
本籍沖縄県島尻郡久米島町字西銘814番地、  
最後の住所沖縄県那覇市泊1丁目7番地4フ  
リーベル泊1丁目802、死亡の場所沖縄県中  
頭郡西原町、死亡年月日令和6年4月7日、  
出生の場所沖縄県島尻郡具志川村、出生年月  
日昭和31年1月14日、職業無職  
被相続人 亡 盛吉 一正  
沖縄県那覇市字与儀366番地8 順風マンショ  
ン203  
相続財産清算人 城間 順  
催告期間満了日 令和8年8月10日  
那覇家庭裁判所

**令和7年（家）第40978号**

東京都豊島区巢鴨5丁目35番37号  
申立人 特定非営利活動法人りすシステム  
本籍神奈川県横浜市港南区下永谷4丁目25  
番、最後の住所横浜市港南区下永谷4丁目25  
番7号エミナース港南105、死亡の場所神奈  
川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和7年6月  
29日、出生の場所東京都豊島区、出生  
年月日昭和16年3月30日、職業無職  
被相続人 亡 福島 景房  
事務所横浜市中区常盤町1丁目1番地宮下ビ  
ル5階  
相続財産清算人 弁護士 杉村 文規  
催告期間満了日 令和8年8月13日  
横浜家庭裁判所

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の有価証券につい  
て公示催告の申立てがあったので、その所持人は、  
下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に  
権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提  
出してください。もし下記権利を争う旨の申述の  
終期までに申述及び提出がない場合には、その無  
効を宣言することがあります。

**令和7年（ハ）第47号**

東京都渋谷区神南1丁目11ー4 FPGリンク  
ス神南5階  
申立人 エアロテクノロジー株式会社  
代表者代表取締役 長倉新太郎  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年4月22日  
令和8年1月8日 東京簡易裁判所  
（別紙）目録  
約束手形 1通  
手形番号 A00730  
金額 4,875,746円  
支払期日 令和7年9月25日  
支払地 東京都中央区  
支払場所 株式会社商工組合中央金庫本店営業  
部  
振出日 令和7年5月15日  
振出地 東京都港区  
振出人 株式会社昭和コーポレーション 代表  
取締役 藤井 雅美  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和7年（ハ）第12号**

千葉県長生郡睦沢町上市場600番地  
申立人 株式会社吉田記念  
代表者代表取締役 鎌田 雅隆  
申立人代理人弁護士 山村 清治  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年5月11日  
令和8年1月8日 名古屋簡易裁判所  
（別紙）目録  
約束手形 1通  
手形番号 B B 20846  
金額 2,343,968円  
支払期日 令和7年11月30日  
支払地 名古屋市中区  
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行内田橋支店  
振出日 令和7年7月31日  
振出地 白地  
振出人 株式会社ナカガワ 取締役社長 中川  
雅夫  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て  
があったので、不在者は、届出期間満了の日まで  
に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が  
ないときは、失踪宣告を受けることになります。  
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその  
旨当裁判所に届け出てください。

**令和6年（家）第1904号**

東京都港区西新橋1丁目21番8号 弁護士ビ  
ル508号室  
申立人 大原 紗織  
本籍東京都葛飾区柴又7丁目1587番地、最後  
の住所東京都葛飾区柴又7丁目1番16号  
不在者 齊藤 輝雄  
昭和21年7月22日生  
届出期間満了日 令和8年4月30日  
東京家庭裁判所

**令和7年（家）第649号**

三重県鈴鹿市国府町4922ー143  
申立人 吉田 盛介  
本籍宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川2618番  
地、最後の住所神戸市長田区大塚町1丁目11  
番地  
不在者 吉田 樹七  
昭和24年12月7日生  
届出期間満了日 令和8年5月8日  
神戸家庭裁判所

## 失踪宣告

### 令和7年(家)第58号

本籍福島県福島市松川町沼袋字戸ノ内20番地4、最後の住所福島県福島市松川町沼袋字戸ノ内20番地の4

不在者 高橋キエ子

昭和7年7月7日生

令和7年12月23日失踪宣告審判確定

福島家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第13号

本籍岡山県岡山市北区野田屋町1丁目262番地、最後の住所千葉県中央区祐光2-7-1千葉サニータウン1513(住民票上の住所千葉県山武市成東2742番地32)

不在者 今田 明紀

昭和20年5月14日生

令和7年12月23日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所八日市場支部裁判所書記官

### 令和7年(家)第5452号

本籍東京都北区東十条5丁目10番地1、最後の住所東京都北区東十条5丁目10番1号

不在者 近藤 ヨシ

明治38年3月5日生

令和7年12月26日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第1492号

本籍宮城県大崎市古川小泉字上大小37番地、最後の住所横浜市南区山王町3丁目24

不在者 阿部 洋子

昭和30年3月16日生

令和7年12月26日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第273号

本籍秋田県大館市比内町独鉦字日詰11番地、最後の住所愛知県刈谷市若松町1丁目13番地

不在者 畠山 俊三

昭和17年7月1日生

令和7年12月19日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

### 令和7年(家)第37号

本籍三重県伊勢市八日市場町8番地、最後の住所三重県伊勢市八日市場町1番19号

不在者 小西 豊

昭和21年9月1日生

令和7年11月26日失踪宣告審判確定

津家庭裁判所伊勢支部裁判所書記官

### 令和7年(家)第2154号

本籍岡山県津山市小原1232番地2、最後の住所大阪府大阪市北区長柄中1丁目7番7号

不在者 坂本 守

昭和17年1月1日生

令和7年12月26日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

### 令和7年(家)第660号

本籍広島県広島市中区加古町197番地1、最後の住所広島県広島市以下不詳

不在者 米田 豊作

大正11年6月25日生

令和7年12月26日失踪宣告審判確定

広島家庭裁判所裁判所書記官

## 失踪宣告取消

### 令和6年(家)第1192号

本籍埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷1167番地、住所千葉県市原市辰巳台西1丁目4-94

浅見方

申立人(失踪者) 野口 純代

昭和43年1月20日生

令和7年12月20日失踪宣告取消審判確定

千葉家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、別紙目録記載の権利は失権する。

### 令和7年(ハ)第1号

岐阜県飛騨市古川町幸栄町14番25号

申立人 田中香代子

権利の届出の終期 令和7年12月24日

令和7年12月25日 高山簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 飛騨市古川町幸栄町14番38

宅地 59.96㎡

(2)登記年月日番号 岐阜県方法務局高山支局大正15年7月2日受付第2565号

(3)登記した権利の内容

大正15年5月1日地上権設定

存続期間 大正15年5月1日から大正25年4月30日まで満10年

地代 1年玄米3斗3升

支払期 毎年11月30日

地上権者 飛騨市古川町是重426番地1の2

坂ノ上藤右衛門

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済してはならない。

### 令和7年(フ)第333号

神奈川県綾瀬市上土棚南2丁目9番地43号

債務者 株式会社湘南クラッチ

代表者代表取締役 渡邊 雅雄

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大久保龍太

4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11時

横浜地方裁判所横須賀支部

### 令和7年(フ)第2880号

愛知県春日井市下屋敷町1丁目2番地21

債務者 株式会社ナイス・キャリアサービス

代表者代表取締役 猪上 章

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山田 義典

4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第801号

静岡県駿河区小坂2337番地の1

債務者 株式会社JTF

代表者代表取締役 増井 藤久

1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 浅野 智裕

4 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時20分

静岡地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第5509号

東京都江東区豊洲6丁目5番1号

債務者 有限会社若幸商店

代表者取締役 影山伊久男

1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 足立 学

4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

### 令和7年(フ)第852号

栃木県宇都宮市西川田町969番地14

債務者 有限会社マイメディカル

代表者取締役 上吉原 弘

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 安田 真道

4 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後1時10分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

### 令和7年(フ)第1113号

青森県五所川原市大字野里字野岸8番地3

債務者 有限会社石岡石油

代表者代表取締役 石岡 綾乃

1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 一戸 皓樹

4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分

青森地方裁判所五所川原支部破産係

### 令和7年(フ)第1034号

神戸市中央区港島南町7丁目1番地6

債務者 株式会社ヤナイ

代表者代表取締役 箭内 理

1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 種谷有希子

4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第163号

山口県下関市豊北町大字角島3042番地  
債務者 株式会社ゆめみさきグループ  
代表者代表取締役 松野 忍

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 直行
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後2時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第5845号

大阪市北区本庄東2丁目13番21号  
債務者 有限会社扶桑印刷社  
代表者代表取締役 関谷 一雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河端 直  
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止

令和5年(フ)第1947号

福岡県直方市大字中泉915番地の4  
破産者 第一金属工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第879号

東京都福生市加美平3丁目15番地10号  
破産者 ハーブ化粧品株式会社

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第880号

東京都福生市牛浜35番地3コーポ村野102号室、開始決定時の住所東京都福生市加美平3丁目15番地10

破産者 関本 吉和

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第929号

東京都昭島市緑町5丁目5番23号  
破産者 株式会社エース

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第930号

東京都あきる野市草花1801番地20、破産手続開始決定時の住所東京都あきる野市瀬戸岡229番地29

破産者 上之園あやか

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1681号

東京都八王子市元八王子町2丁目1215番地1エトワール城山203号

破産者 鈴木 駿

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1695号

東京都日野市南平5丁目29番地の34Mais on Aubel02

破産者 吉田 尚夏

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1734号

東京都葛飾区東新小岩6丁目9番12号エミール三田202

破産者 川野 裕美

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1775号

東京都あきる野市牛沼239番地1コトレッジンス101号

破産者 橋本 涼

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第530号

神奈川県足柄上郡開成町延沢1952番地4  
破産者 株式会社ホープクリーンサービス

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第437号

新潟県中央区南笹口1丁目8番地20号 ダイアパレス南笹口304号室

破産者 株式会社Land of freedom

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第53号

最後の住所 石川県能美市小長野町ト75番地1

破産者 亡廣田芳江相続財産

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

金沢地方裁判所小松支部

令和7年(フ)第133号

福井市グリーンハイツ8丁目110番地、事業所福井市木田3丁目3113番地3  
破産者 一般社団法人今ここ

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第273号

愛知県西尾市吉良町富田市子野58番地1  
破産者 有限会社ミヤテック

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

令和7年(フ)第906号

東京都三鷹市上連雀5丁目24番3号シャトー白樺

破産者 足達早也花

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第62号

横浜市金沢区六浦4丁目15番19号  
破産者 株式会社ホスピタリティ

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和4年(フ)第36号

石川県小松市城南町16番地  
破産者 ノース石油株式会社

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

金沢地方裁判所小松支部

**令和7年（フ）第59号**

愛知県岡崎市上地3丁目27番地5  
破産者 株式会社美装元希

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**破産手続終結及び免責許可決定****令和7年（フ）第130号**

代替住所A（旧住所札幌市白石区東札幌5条3丁目1番37-302号）

破産者 鎌田 達也

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年（フ）第1518号**

福岡県糟屋郡志免町志免4丁目8番1-307号

破産者 川原 俊平

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第63号**

横浜市金沢区六浦4丁目15番19号  
破産者 河合 薫

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年（フ）第2194号**

横浜市緑区台村町610番地5 サンエクセレント201号

破産者 阿部 文宏

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年（フ）第415号**

神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴576番地5

破産者 青木 健一

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和5年（フ）第527号**

愛知県日進市岩崎台2丁目1505番地 フォーラムハウス岩崎台102、開始時の住所愛知県豊田市御幸本町1丁目196番地 バレスみゆき606号

破産者 相原ひとみ

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年（フ）第32号**

広島県福山市東深津町2丁目15番5号、旧住所広島県福山市引野町1006番地3

破産者 和田 光正

- 1 決定年月日 令和8年1月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和4年（フ）第489号**

福岡市西区大字徳永280番地3 ZENITH BURGE301号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区中洲5丁目5番16-1504号w i l l D o中洲

破産者 田中 智之

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日****令和7年（フ）第1481号**

福岡市中央区天神3丁目15番21-505号 シャトー天神、前住所福岡県春日市桜ヶ丘2丁目15番地 春日コンドミニアム205号

破産者 池田 梨紗

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月27日午前10時30分

令和8年1月5日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第1722号**

福岡市城南区长尾1丁目15番21-302号 フローレス長尾

破産者 日永田涼子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月20日午前11時30分

令和8年1月6日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第64号**

岐阜県不破郡垂井町1433番地の4、開始決定時の住所岐阜県大垣市長松町1039番地4

破産者 島岡 直輝

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月9日午後3時

令和8年1月13日

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和7年（フ）第1784号**

横浜市磯子区栗木1丁目23番19号 A101号  
破産者 田中 優成

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月11日午前10時50分

令和8年1月13日

横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年（フ）第1178号**

福岡市南区寺塚1丁目28番14号

破産者 株式会社西斗ニツシン

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月18日午後1時30分

令和8年1月5日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（フ）第297号**

和歌山市杭ノ瀬194番地1 東和第7住宅2-1

破産者 和平工業こと 岸田 貴裕

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午前10時30分

令和8年1月9日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年（フ）第133号**

愛媛県伊予市下吾川1814番地25

破産者 スターク株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時15分

令和8年1月13日

松山地方裁判所民事部

**令和7年（フ）第134号**

愛媛県伊予市下吾川1814番地25

破産者 森田 久美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時15分

令和8年1月13日

松山地方裁判所民事部

**令和7年（フ）第185号**

福岡市中央区草香江2丁目3番32号

破産者 井上通商株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午後1時30分

令和8年1月8日

福岡地方裁判所第4民事部

**破産債権の届出期間及び一般調査期間****令和7年(フ)第60号**

福岡県久留米市善導寺町与田103-1 シャーメゾン善導寺203、開始決定時の住所宮崎県都城市吉尾町935番地56

破産者 上津曲政浩

- 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 一般調査期間 令和8年3月20日から令和8年3月27日まで  
令和8年1月13日 宮崎地方裁判所都城支部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第109号**

宮崎県日向市北町5番26号 セントラルハイツ101号

破産者 長堀 栄作

- 異議申述期間 令和8年2月20日まで  
令和8年1月9日 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第139号**

宮崎県延岡市大貫町6丁目157番地2

破産者 甲斐須美子

- 異議申述期間 令和8年2月20日まで  
令和8年1月9日 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第336号**

宮崎市東大淀2丁目5番29号 アリビオ南宮崎402号

破産者 美原 伸忠

- 異議申述期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月13日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第5号**

宮崎県延岡市川原崎町182番地4

破産者 吉田 昌史

- 異議申述期間 令和8年2月24日まで  
令和8年1月13日 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第4633号**

大阪市北区長柄中1丁目5番7号 ホープアベニュー 201号室

破産者 田村 和也

- 異議申述期間 令和8年3月6日まで  
令和8年1月9日

大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算開始****令和7年(ヒ)第1002号**

鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東806番地  
清算株式会社 鳥取東伯ミート株式会社

代表清算人 戸田 勲

- 決定年月日 令和8年1月8日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

鳥取地方裁判所民事部

**令和7年(ヒ)第12号**

沖縄県那覇市銘苅3丁目1番31号

清算株式会社 株式会社ターミナルブルーレーベル

代表清算人 新山 勝己

- 決定年月日 令和8年1月6日
- 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

那覇地方裁判所民事第3部

**特別清算終結****令和7年(ヒ)第2041号**

東京都中央区八丁堀1丁目6番1号

清算株式会社 株式会社君津ロックウール

- 決定年月日 令和8年1月7日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第1004号**

福岡市博多区築港本町5番6号

清算株式会社 株式会社はかたカネ又

- 決定年月日 令和8年1月8日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。  
福岡地方裁判所第4民事部

**特別清算協定認可****令和7年(ヒ)第7号**

佐賀市大和町大字久池井886番地1

清算株式会社 株式会社アクセス

代表清算人 前野 正博

- 決定年月日 令和8年1月6日
- 主文 次の協定を認可する。  
協定

- 協定債権の免除

下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権(特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。)の全額につき、その債務を免除する。

**記**

- 株式会社十八親和銀行  
債権額105,541,405円(元本部分)
- 株式会社日本政策金融公庫  
債権額7,249,116円(元本部分)
- 独立行政法人福祉医療機構  
債権額13,514,742円(元本部分)
- 佐賀県信用保証協会  
債権額38,737,399円(元本部分)

- 新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

佐賀地方裁判所

**令和7年(ヒ)第5号**

東京都大田区田園調布5丁目53番16号

清算株式会社 石丸商店株式会社

代表清算人 石丸 良弘

- 決定年月日 令和8年1月6日
- 主文 次の協定を認可する。  
協定

- 協定債権の免除

下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権(特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。)の全額につき、その債務を免除する。

**記**

- 東京信用保証協会  
債権額15,685,283円(元本部分)
- 株式会社みずほ銀行  
債権額41,433,905円(元本部分)
- 株式会社石丸商店  
債権額86,795,177円(元本部分)

- 新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

佐賀地方裁判所

**令和7年(ヒ)第4号**

佐賀市唐人1丁目5番43号

清算株式会社 株式会社石丸商店

代表清算人 石丸 良弘

- 決定年月日 令和8年1月6日
- 主文 次の協定を認可する。

- 協定債権の免除

下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権(特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。)の全額につき、その債務を免除する。

**記**

- 佐賀県信用保証協会  
債権額115,667,632円(元本部分)
- 佐賀信用金庫  
債権額180,790,172円(元本部分)
- 株式会社商工組合中央金庫  
債権額38,008,298円(元本部分)
- 石丸商店株式会社  
債権額72,204,168円(元本部分)

- 新たな財産が発見された場合の取扱い

前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

佐賀地方裁判所

**小規模個人再生による再生手続開始****令和7年(再イ)第131号**

千葉県松戸市高塚新田123番地の2 高塚団地2街区7棟417号室  
再生債務者 高橋 達也

- 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月30日から令和8年2月13日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第37号**

兵庫県宝塚市小浜2丁目5番25—808号  
再生債務者 篠崎 明子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

**令和7年(再イ)第4号**

北海道日高郡新ひだか町静内高砂町2丁目4番13号  
再生債務者 池田 大器

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

札幌地方裁判所浦河支部再生係

**令和7年(再イ)第9号**

栃木県芳賀郡益子町大字益子2107番地9  
再生債務者 辻屋 睦

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月20日まで

宇都宮地方裁判所真岡支部

**令和7年(再イ)第192号**

千葉県船橋市高根台5丁目1番257棟402号  
再生債務者 藤代奈保美

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第229号**

千葉県市原市八幡北町1丁目7番地6  
再生債務者 齊藤 将弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第67号**

岐阜県各務原市那加芦原町1丁目47番地3  
再生債務者 岡田 愛菜

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

岐阜地方裁判所

**令和7年(再イ)第69号**

岐阜市六条南1丁目19番13号  
再生債務者 三島 正樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

岐阜地方裁判所

**令和7年(再イ)第15号**

岐阜県高山市上岡本町2丁目260番地10  
再生債務者 大江 千代

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

**令和7年(再イ)第276号**

愛知県豊明市栄町南館17番地1 館ハイツ306号

再生債務者 大潮 一騎

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第338号**

名古屋市港区大西2丁目12番地  
再生債務者 畠 一博

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第350号**

愛知県豊明市栄町南館3番地1500(従前の住所)愛知県豊田市美里5丁目21番地2 フラッツ美里3A号

再生債務者 船越 恭子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月12日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第57号**

岡山県総社市小寺1961番地 メゾンヴァントWB-201

再生債務者 山本 綾香

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月24日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年(再イ)第270号**

北海道江別市野幌若葉町104番地の8

再生債務者 佐藤 優季

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第291号**

札幌市北区篠路2条5丁目17番8号 中ハイツR号

再生債務者 新谷 英紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第303号**

北海道北広島市希望ヶ丘2丁目3番地90

再生債務者 古沢 敬子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第43号**

福島県郡山市日和田町字向山30番地の6 プレサス105号

再生債務者 稲村 順子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

**令和7年(再イ)第113号**

静岡県焼津市吉永1817番地の2

再生債務者 内藤 寿行

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月20日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第48号**

滋賀県東近江市湯屋町1062番地、(前住所)  
滋賀県近江八幡市柳町1丁目356番地16  
再生債務者 武部 泰幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月5日から令和8年2月19日まで

大津地方裁判所彦根支部

**令和8年(再イ)第1号**

山口県下関市小月杉迫1丁目6番10号  
再生債務者 藤丸 正文

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

**令和7年(再イ)第26号**

北海道河東郡音更町宝来西町南1丁目8番地  
1 ハイツアンビシヤス106号室  
再生債務者 齋藤 魁

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

**令和7年(再イ)第109号**

千葉県松戸市ニツ木260番地の1 エクシー  
ドニツ木C棟102号  
再生債務者 高山 貴治

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第18号**

福岡県田川市大字奈良1520番地23 後藤寺東  
団地12-2-7  
再生債務者 南 ムミ

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月17日まで

福岡地方裁判所田川支部

**令和7年(再イ)第128号**

千葉県松戸市岩瀬114番地 My Style  
松戸305号  
再生債務者 山城 和貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月25日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第46号**

北海道旭川市永山6条7丁目1番5号  
再生債務者 旭 俊哉

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

旭川地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第135号**

仙台市泉区鶴が丘3丁目23番地の11  
再生債務者 高木 文彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第144号**

仙台市若林区荒井1丁目4-15グレイスフ  
ローラ302(住民票上の住所)青森県黒石市  
大字竹鼻字宮元22番地3  
再生債務者 猪股 勝彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第45号**

茨城県石岡市芦徳中部286番地  
再生債務者 峯 弘一

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(再イ)第562号**

東京都練馬区豊玉北2-7-20-103  
再生債務者 倉田 広紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第574号**

東京都日野市万願寺6-39-1-406  
再生債務者 松野 賢一

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第579号**

東京都葛飾区青戸8-15-4-502  
再生債務者 坂本 一樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第585号**

東京都品川区戸越2-7-16 Aフラッツ  
103  
再生債務者 甲斐 慧

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第592号**

東京都世田谷区給田2-13-1-102  
再生債務者 鈴木 浩司

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第182号**

横浜市鶴見区市場上町10番3-303号  
再生債務者 西 美雪

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第220号**

横浜市保土ヶ谷区仏向町1156番地1 ビュー  
コート仏向2-2棟202号  
再生債務者 池田 英秋

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第236号**

神奈川県茅ヶ崎市甘沼583番地7 ラプランタンA棟101

再生債務者 中村 彰洋

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第238号**

神奈川県綾瀬市落合南4丁目13番39号

再生債務者 山下 清心

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第86号**

川崎市高津区子母口542番地 メゾンパーラミー 301

再生債務者 秋本 健児

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月5日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(再イ)第35号**

富山市水橋館町116番地13

再生債務者 伊部 珠美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

富山地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第40号**

富山市堀川町26番地31

再生債務者 女川 欣樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

富山地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第48号**

滋賀県高島市安曇川町青柳2022番地70

再生債務者 伊東 健太

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第189号**

大阪府門真市千石東町12番11号

再生債務者 岩本 拓馬

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第128号**

兵庫県加古川市野口町二屋88番地の1 ロワイヤル東加古川Ⅱ-312号

再生債務者 竹澤 剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年3月12日まで

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第45号**

和歌山市鳴神16番地22

再生債務者 藤本 裕紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(再イ)第101号**

北九州市小倉南区沼本町4丁目16番55号

再生債務者 佐々木裕幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ)第13号**

宮崎県延岡市岡富町2077番地

再生債務者 磯野 翔吉

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月27日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(再イ)第18号**

沖縄県うるま市石川東山2丁目5番地1 ルルアイナ 401号室

再生債務者 上江洲 佑

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和7年(再イ)第64号**

岩手県二戸市福岡字前田16-3 クリスタルアロージョB棟201

再生債務者 佐々木裕介

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月6日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第147号**

東京都町田市原町田5丁目8番10号レオパレスシェル都401

再生債務者 大石 泰生

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月13日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第246号**

横浜市旭区左近山1186番地11 左近山団地6街区1棟501号

再生債務者 海老子川速水

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年2月27日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第46号**

静岡県沼津市岡宮1389番地の26

再生債務者 上坂友里絵

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(再口)第2号**

京都府亀岡市下矢田町4丁目14番23号

再生債務者 宗口 小雪

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月23日まで

京都地方裁判所園部支部再生係

**令和7年(再イ)第16号**

島根県出雲市斐川町上直江2525番地2 マイレI-202

再生債務者 長野 雅和

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

松江地方裁判所出雲支部

**令和7年(再イ)第22号**

長崎県諫早市目代町544番地11

再生債務者 宮崎奈津恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月6日まで

長崎地方裁判所大村支部

**令和7年(再イ)第8号**

熊本県玉名郡玉東町大字原倉1014番地  
再生債務者 本田 栄司

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年2月27日まで

熊本地方裁判所玉名支部

**令和7年(再イ)第50号**

宮崎市大島町北ノ原1030番地45

再生債務者 矢野 美架

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月2日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第104号**

埼玉県所沢市北所沢町2224番地の4 ベルフィールドコートB-102

再生債務者 栗山 武彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月18日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第105号**

埼玉県狭山市大字北入曾794番地の10

再生債務者 宮澤 圭介

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月18日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第115号**

埼玉県狭山市大字北入曾823番地 ガーデングローブ201

再生債務者 大森 保

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月18日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第122号**

埼玉県所沢市大字北岩岡184番地の26

再生債務者 八木 優子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月18日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第1号**

北海道虻田郡ニセコ町宇富士見162番地3

再生債務者 岸本 龍

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

札幌地方裁判所岩内支部

**令和7年(再イ)第68号**

埼玉県三郷市戸ヶ崎3090-66 ケーエスハイツ103 (住民票上の住所) 埼玉県富士見市鶴瀬東2丁目10番9号

再生債務者 遠藤 宏二

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月24日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和7年(再イ)第215号**

千葉県若葉区小倉台2丁目1021番地27

再生債務者 菅田 弘樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第228号**

千葉県船橋市小室町5211番地

再生債務者 福泉 幸弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第236号**

千葉県中央区浜野町1175番地6

再生債務者 山下 博嗣

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第55号**

兵庫県明石市魚住町西岡1310番地の5 ロワイヤル明石魚住306号

再生債務者 越石 達也

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

**令和7年(再イ)第324号**

福岡県宗像市樟陽台1丁目4番地1

再生債務者 上田 訓

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第333号**

福岡市博多区住吉3丁目9番11-1404号 サヴォイ 博多スーベリア

再生債務者 池永 寛子

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第54号**

神奈川県足柄上郡開成町吉田島3808番地5

ファインウエザC101

再生債務者 大崎 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和7年(再イ)第56号**

三重県桑名市大字江場438番地5  
再生債務者 岸本 慎也

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月17日まで

津地方裁判所四日市支部

**令和7年(再イ)第65号**

岡山県倉敷市玉島黒崎3343番地12  
再生債務者 西 真由美

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月26日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年(再イ)第347号**

福岡市早良区室見5丁目13番28-403号 グランツリー室見  
再生債務者 高木 憲治

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第348号**

福岡市早良区室見5丁目13番28-403号 グランツリー室見  
再生債務者 高木 純子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第29号**

神奈川県横須賀市上町4丁目60番地(前住所)  
長野県上田市五加99番地4  
再生債務者 川上 淳平

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

**令和7年(再イ)第402号**

大阪府茨木市見付山2丁目7番29号  
再生債務者 奥村 宏信

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月24日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第163号**

神戸市兵庫区中道通9丁目7番22号 中島方  
再生債務者 光森 肖子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第167号**

神戸市中央区中山手通2丁目2-4-405(住民票上の住所) 兵庫県淡路市志筑915番地42  
再生債務者 植田 哲平

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第170号**

神戸市北区鈴蘭台東町5丁目2番15号 ウィロ-東町B-5号(従前の住所) 神戸市北区藤原台北町6丁目6番10号  
再生債務者 一朝商事こと 小池 恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第172号**

神戸市須磨区行幸町1丁目2番5-203号  
再生債務者 佐藤 彩子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月26日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第250号**

福岡市西区下山門1丁目19番8-905号 アンピール姪浜905号  
再生債務者 鶴本智奈美

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第314号**

福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬882番地1  
再生債務者 小山 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第340号**

福岡市西区城の原団地8番502号  
再生債務者 原口健一郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第89号**

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2404番地20  
再生債務者 小野 凌

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月2日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和7年(再イ)第91号**

栃木県さくら市狭間田2000番地  
再生債務者 西潟 正典

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月2日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和7年(再イ)第39号**

栃木県足利市山下町1447番地2 オーロファ-レIV B棟101  
再生債務者 石岡 秀之

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月2日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年(再イ)第57号**

埼玉県東松山市日吉町10番10号 D棟  
再生債務者 朝木 鈴果

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月13日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(再イ)第573号**

東京都板橋区徳丸1-55-6-203  
再生債務者 西山 理絵

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月13日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第127号**

京都市北区西賀茂坊ノ後町19番地2 ハウゼ西賀茂 305A  
再生債務者 藤井まゆみ

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月24日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第134号**

京都市南区八条通壬生東入八条町457番地1 リーズスーガ 204号室  
再生債務者 小林 美樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月24日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第143号**

京都市中京区麩屋町通三条上る下白山町306番地1 コスモ三条麩屋町 304号  
再生債務者 岡本 昌子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月24日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第48号**

和歌山県有田郡有田川町大字天満27番地1 ふぁみーゆ吉備102号  
再生債務者 嶋本 順子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(再イ)第135号**

広島市南区上東雲町26番5-305号  
再生債務者 向山 武雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第38号**

広島県福山市日吉台1丁目32番14号  
再生債務者 難波 裕己

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(再イ)第28号**

山口県宇部市大字東岐波2321番地15  
再生債務者 渡部友太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

山口地方裁判所宇部支部

**令和7年(再イ)第353号**

福岡市東区貝塚団地9番516号 アーベインルネス貝塚9号棟  
再生債務者 大谷 聖至

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月20日まで

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年(再イ)第5号**

沖縄県石垣市新栄町75番地34  
再生債務者 竹富 康二

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年2月27日まで

那覇地方裁判所石垣支部

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和7年(再イ)第43号**

岩手県紫波郡矢巾町大字高田第13地割306番地9 トリプルタウン巷番館201号  
再生債務者 下河原つかさ

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月9日 盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第24号**

栃木県那須塩原市二つ室71番地39  
再生債務者 鈴木 宏典

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月9日 宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和7年(再イ)第25号**

栃木県大田原市浅香3丁目3722番地51 ビレッジハウス大田原1号棟501号  
再生債務者 齋藤 弘光

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月9日 宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和7年(再イ)第40号**

埼玉県本庄市見福3丁目4番12号  
再生債務者 岡村 雅也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月9日 さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(再イ)第72号**

東京都東大和市新堀1丁目1446番地の59  
再生債務者 加藤 仁

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月9日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第8号**

岐阜県大垣市桑田町3丁目41番地 サンガーデン桑田D 108  
再生債務者 溝口 健一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月9日 岐阜地方裁判所大垣支部

**令和7年(再イ)第77号**

愛知県安城市安城町若宮46番地1 スターブル402  
再生債務者 渡辺貴代美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月9日 名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年(再イ)第13号**

三重県松阪市大口町303番地1 メゾン大國A-101  
再生債務者 矢野 恭平

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで

令和8年1月9日 津地方裁判所松阪支部

**令和7年(再イ)第87号**

千葉県鎌ヶ谷市東中沢2丁目22番9号  
再生債務者 黒田 彩萌

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月2日まで  
令和8年1月5日

千葉県地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第89号**

千葉県野田市七光台387番地の11  
再生債務者 及川 雅彦

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月3日まで  
令和8年1月6日

千葉県地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第34号**

北海道旭川市5条通3丁目1230番地の2 旭川グランドハイツ902  
再生債務者 山内 大基

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月8日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日

旭川地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第32号**

山梨県甲府市羽黒町90番地7  
再生債務者 木村 英樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(再イ)第15号**

奈良県香芝市関屋434番地  
再生債務者 寺脇 文俊

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和7年(再イ)第23号**

奈良県橿原市上品寺町93番地の10  
再生債務者 野崎 威志

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和7年(再イ)第25号**

奈良県御所市大字小殿303番地の2  
再生債務者 山本 秀子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和7年(再イ)第231号**

札幌市中央区南17条西12丁目2番37-403号  
再生債務者 齊藤 大樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第19号**

北海道伊達市舟岡町316番地15  
再生債務者 竹島 誠人

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月7日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

**令和7年(再イ)第85号**

千葉県流山市野々下5丁目1074番地の10 アバンデール四季野303  
再生債務者 荒井 佑弥

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月8日

千葉県地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(再イ)第37号**

滋賀県守山市水保町1319番地2  
再生債務者 中塚 久士

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第35号**

奈良県桜井市大字慈恩寺854番地の8  
再生債務者 金崎 充

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月14日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

奈良地方裁判所

**令和7年(再イ)第7号**

和歌山県田辺市高雄1丁目16番3号  
再生債務者 福岡 真佑

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

和歌山地方裁判所田辺支部

**令和7年(再イ)第23号**

佐賀県伊万里市東山代町里177番地214  
再生債務者 山浦 充暁

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月7日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

**令和7年(再イ)第12号**

佐賀県唐津市和多田先石7番74号 ブチエメロードG-202号  
再生債務者 石倉 健吾

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

佐賀地方裁判所唐津支部

**令和7年(再イ)第116号**

京都市北区出雲路松ノ下町24番地  
再生債務者 のぼる鍼灸治療院こと 真田昇

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月9日まで  
令和8年1月9日

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第76号**

北九州市小倉南区上石田2丁目6番53号  
再生債務者 前原 弘樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月3日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月28日

再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月28日まで

令和8年1月7日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ)第48号**

熊本市北区植木町亀甲787番地2  
再生債務者 松田 幹夫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月3日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月28日

再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月28日まで

令和8年1月7日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(再イ)第110号**

神戸市東灘区深江北町1丁目14番20号 北町ナスチャ202号  
再生債務者 山本 祐輝

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月11日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月29日

再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月29日まで

令和8年1月8日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再イ）第129号**

神戸市長田区萩乃町3丁目3番25-206号  
再生債務者 安井 雄一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月29日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月29日まで  
令和8年1月8日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再イ）第92号**

兵庫県姫路市飾磨区細江2406 レジデンスK1-102号室（住民票上の住所）兵庫県姫路市香寺町土師224番地1  
再生債務者 前本由美子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月29日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日 神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年（再イ）第36号**

新潟県柏崎市松波4丁目4番20号  
再生債務者 荒井憲太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

**令和7年（再イ）第93号**

兵庫県姫路市東今宿3丁目9番17-405号  
マンション中村東今宿  
再生債務者 山田 伸二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日 神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年（再イ）第20号**

長崎県大村市杭出津2丁目541番地8 エルモーサ・キャトル201

- 再生債務者 上村 十夢
- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月11日付け再生計画面案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
  - 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日 長崎地方裁判所大村支部

**令和7年（再イ）第34号**

青森市大字安田字近野1番地258  
再生債務者 鳥谷部浩樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日

青森地方裁判所民事部再生係

**令和7年（再イ）第98号**

広島市安佐南区伴東2丁目20番6号  
再生債務者 住田 大輔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月17日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年（再イ）第2号**

鹿児島県鹿屋市田崎町1302番地5  
再生債務者 田中 啓太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月10日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月5日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月5日まで  
令和8年1月8日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

**令和7年（再イ）第26号**

青森市大字新城字平岡250番地26  
再生債務者 酒井 孝信

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

青森地方裁判所民事部再生係

**令和7年（再イ）第103号**

広島市西区高須台4丁目2番19号  
再生債務者 中芝 憲治

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月12日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年（再イ）第35号**

香川県高松市高松町3013番地2 サンクトーム 305  
再生債務者 谷口 裕司

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年（再イ）第42号**

神戸市西区春日台9丁目1番地の29  
再生債務者 神代 美穂

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月12日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月9日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月9日まで  
令和8年1月8日

神戸地方裁判所明石支部再生係

**令和7年（再イ）第8号**

青森県八戸市大字中居林字狐平23番地4  
再生債務者 中居林一弥

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月19日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月13日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月13日まで  
令和8年1月9日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

**令和7年（再イ）第157号**

福岡県糟屋郡宇美町貴船5丁目15番17号  
再生債務者 井上 僚太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月18日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月26日まで  
令和8年1月5日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第244号**

福岡県宗像市田久6丁目3番3号  
再生債務者 小方孝太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月26日まで  
令和8年1月5日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第254号**

福岡市西区石丸3丁目31番10号  
再生債務者 西村 智広

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月24日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月26日まで  
令和8年1月5日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第258号**

福岡県春日市一の谷4丁目39番地  
再生債務者 足立 智史

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月19日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月26日まで  
令和8年1月5日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第275号**

福岡県朝倉郡筑前町篠隈158番地3 グラン  
シャリオ篠隈C棟206号  
再生債務者 齋藤 良介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月24日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月28日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月28日まで  
令和8年1月7日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第283号**

福岡県糸島市篠原西2丁目7番56号(101)  
再生債務者 栗山久美子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月24日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月29日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月29日まで  
令和8年1月8日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第123号**

神戸市灘区中郷町4丁目1番7号  
再生債務者 元 綾子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月12日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再イ）第132号**

神戸市兵庫区駅南通1丁目1番20—303号  
再生債務者 真鍋さくら

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再イ）第142号**

神戸市垂水区西舞子8丁目11番7号  
再生債務者 今福 悠斗

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月17日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再イ）第146号**

神戸市灘区桜口町5丁目1番8—201号  
再生債務者 喜原 孝則

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月24日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再イ）第96号**

岡山市北区東古松南町7番4号 203（旧住所）  
岡山市北区東古松3丁目1番3—902号  
再生債務者 宮出 紫帆

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年（再イ）第18号**

愛媛県新居浜市庄内町3丁目13番9号  
再生債務者 齋藤 幹寛

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

松山地方裁判所西条支部

**令和7年（再イ）第236号**

福岡市博多区月隈3丁目34番4—102号 レ  
オパレスセルバ

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第292号**

福岡市博多区博多駅前3丁目11番24—802号  
ピュアドームパラジオ博多

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月30日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年1月30日まで  
令和8年1月9日

福岡地方裁判所第4民事部

**令和7年（再イ）第24号**

鳥取県日野郡日南町茶屋2710番地  
再生債務者 白根 周

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月23日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月3日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月3日まで  
令和8年1月13日

鳥取地方裁判所米子支部

**令和7年（再イ）第96号**

北九州市戸畑区中原西2丁目14番6—301号  
再生債務者 村永 健治

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月23日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月3日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月3日まで  
令和8年1月13日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年（再イ）第43号**

熊本市北区龍田7丁目11番67号 エルゴラッ  
ソY101号

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月19日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月3日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月3日まで  
令和8年1月13日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年（再イ）第22号**

山口県宇部市草江1丁目2番13号  
再生債務者 岡田 祥一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月6日まで  
令和8年1月9日

山口地方裁判所宇部支部

**令和7年（再イ）第37号**

香川県高松市鶴町319番地1  
再生債務者 太田 雅之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月24日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月10日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月10日まで  
令和8年1月13日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

### 令和7年(再イ)第46号

愛媛県松山市久谷町624番地  
再生債務者 相原 竜也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月10日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月10日まで  
令和8年1月13日 松山地方裁判所民事部

#### 小規模個人再生による再生手続廃止

### 令和7年(再イ)第121号

広島市安佐南区八木4-23-6八木寮441号  
(住民票上の住所) 山口県防府市敷山町29番5号  
再生債務者 安松 誠治

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。  
令和8年1月13日

広島地方裁判所民事第4部

#### 給与所得者等再生による再生手続開始

### 令和7年(再口)第8号

千葉県中央区生実町930番地7  
再生債務者 大坪 久記

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月13日から令和8年2月27日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 令和7年(再口)第2号

岐阜県下呂市萩原町中呂868番地  
再生債務者 大前 慎一

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで  
岐阜地方裁判所高山支部再生係

### 令和7年(再口)第3号

盛岡市中央通1丁目6番30-1001号  
再生債務者 中村 允子

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月10日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

### 令和7年(再口)第9号

東京都西東京市富士町6丁目8番16号  
再生債務者 中地 清理

- 1 決定年月日時 令和8年1月13日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月24日から令和8年3月17日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

### 令和7年(再口)第2号

神奈川県逗子市山の根3丁目8番17号  
再生債務者 栃木 純一

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月28日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年1月28日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部

### 令和7年(再口)第3号

石川県野々市市矢作4丁目45番地23  
再生債務者 木野 準也

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月6日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月9日まで  
令和8年1月13日 金沢地方裁判所民事部

### 令和7年(再口)第3号

高知市仁井田3355番地4  
再生債務者 川久保拓馬

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月8日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月10日まで  
令和8年1月13日  
高知地方裁判所民事部個人再生係

### 令和7年(再口)第8号

京都市伏見区醍醐南西裏町10番地148  
再生債務者 小林 実

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月7日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月13日まで  
令和8年1月13日  
京都地方裁判所第5民事部再生係

#### 給与所得者等再生による再生計画認可

### 令和7年(再口)第4号

仙台市青葉区台原5丁目4番48号 ライフ台原B棟206  
再生債務者 福井美紗子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月9日  
仙台地方裁判所第4民事部

### 令和7年(再口)第3号

香川県観音寺市豊浜町和田浜605番地  
再生債務者 田井 研三

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年1月13日  
高松地方裁判所観音寺支部

#### 共有物の変更に係る裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙共有物目録表示の共有物について共有物の変更に係る裁判の申立てがあったので、次の共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、共有物の変更に係る裁判がされることとなります。

### 令和7年(チ)第7号

山口市大内矢田北2丁目14番7号  
申立人 青谷 将寛

亡藤井健一の最後の住所 山口市大字大内矢田688番地の3

共有者 亡藤井健一相続財産(不動産登記記録上の被相続人の氏名 藤井 健一)

届出期間満了日 令和8年3月8日  
令和8年1月8日 山口地方裁判所民事部

(別紙) 共有物目録

- 1 所在 山口市大内矢田北二丁目  
地番 688番6  
地目 雑種地  
地積 217平方メートル  
(共有者の持分 32分の1)
- 2 所在 山口市大内矢田北二丁目  
地番 688番7  
地目 雑種地  
地積 105平方メートル  
(共有者の持分 32分の1)
- 3 所在 山口市大内矢田北二丁目  
地番 688番10  
地目 雑種地  
地積 15平方メートル  
(共有者の持分 32分の1)

#### 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

### 令和7年(チ)第7号

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
申立人 甲賀市長 岩永 裕貴

(亡奥田喜造の最後の住所) 滋賀県甲賀市信楽町長野1070番地

(不動産登記記録上の住所) 甲賀郡信楽町大字長野1070番地

所有者 亡奥田喜造相続財産

届出期間満了日 令和8年3月4日  
令和8年1月7日 大津地方裁判所民事部

## (別紙) 物件目録

- 1 所在 甲賀市信楽町長野字北出  
地番 1070番  
地目 宅地  
地積 522.30平方メートル
- 2 所在 甲賀市信楽町長野1070番地  
家屋番号 1070番  
種類 工場  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 79.33平方メートル  
2階 79.33平方メートル  
(附属建物の表示)  
符号 1  
種類 工場  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 74.38平方メートル  
符号 2  
種類 物置  
構造 木造亜鉛鋼板葺平家建  
床面積 12.39平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

**令和7年(子)第6号**

- 岩手県盛岡市内丸10番1号  
申立人 岩手県  
同代表者知事 達増 拓也  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 岩手県盛岡市天昌寺町9番7号  
(不動産登記記録上の住所) 盛岡市天昌寺町9番7号  
所有者 亡高橋秀好相続財産  
届出期間満了日 令和8年3月9日  
令和8年1月7日 盛岡地方裁判所水沢支部  
(別紙) 物件目録
- 1 所在 胆沢郡金ヶ崎町永沢上野中  
地番 47番2  
地目 畑  
地積 1357平方メートル

**令和7年(子)第10号**

- 三重県鈴鹿市追分町2314番地の11  
申立人 杉村 昌信  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 鈴鹿郡深伊沢村大字深溝  
所有者 京新田組  
届出期間満了日 令和8年3月6日  
令和8年1月7日 津地方裁判所  
(別紙) 物件目録
- 所在 鈴鹿市追分町字井ノ久保  
地番 2313番1  
地目 雑種地  
地積 238平方メートル

**令和7年(子)第4号**

- 山口市滝町1番1号  
申立人 山口県知事 村岡 嗣政  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 山口県岩国市装束町3丁目2番7号  
所有者 嘉屋 忠夫  
届出期間満了日 令和8年2月27日  
令和8年1月8日 山口地方裁判所岩国支部  
(別紙) 物件目録
- 所在 岩国市装束町3丁目  
地番 10063番1  
地目 山林  
地積 207平方メートル

**令和7年(子)第2号**

- 高知県安芸郡北川村野友甲1530番地  
申立人 北川村  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 高知県高知市六泉寺町22番地市住393号  
(不動産登記記録上の住所) 高知市六泉寺町22番地市住393番地  
所有者 亡松本和美相続財産  
届出期間満了日 令和8年3月13日  
令和8年1月7日 高知地方裁判所安芸支部  
(別紙) 物件目録
- 1 所在 安芸郡北川村ニタ又字畔地  
地番 237番2  
地目 山林  
地積 583平方メートル

- 2 所在 安芸郡北川村ニタ又字下モ日裏  
地番 158番3  
地目 公衆用道路  
地積 54平方メートル
- 3 所在 安芸郡北川村ニタ又字立石  
地番 257番  
地目 公衆用道路  
地積 33平方メートル
- 4 所在 安芸郡北川村ニタ又字ヤヒロ石山  
地番 176番41  
地目 公衆用道路  
地積 1791平方メートル
- 5 所在 安芸郡北川村ニタ又字上ミ日裏  
地番 123番  
地目 公衆用道路  
地積 174平方メートル
- 6 所在 安芸郡北川村ニタ又字上ミ日裏  
地番 339番2  
地目 公衆用道路  
地積 88平方メートル

**令和7年(子)第6号**

- 栃木県佐野市高萩町1234番地3ラフィーネB102  
申立人 口石 明  
住所・居所 不明  
所有者 中里庄之助 外96名  
届出期間満了日 令和8年3月2日  
令和8年1月7日 長崎地方裁判所佐世保支部  
(別紙) 物件目録
- 1 所在 佐世保市早岐一丁目  
地番 242番  
地目 宅地  
地積 224.79平方メートル

**令和6年(子)第9号**

- 熊本県阿蘇郡西原村大字布田1914番地  
申立人 内田 一穂  
住所・居所 不明  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 丹波フジ子  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 群馬県太田市東本町18番7号  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 坪井 敏子  
住所・居所 不明  
(最後の住所) ブラジル国  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 青山 友子  
住所・居所 不明  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 丹波 君子

- 住所・居所 不明  
(最後の住所) ブラジル国サンパウロ州バストス市  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 森田 忠志  
住所・居所 不明  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 森田 平治  
住所・居所 不明  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 丹波 福己  
住所・居所 不明  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 丹波 展市  
住所・居所 不明  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 丹波 幸子  
住所・居所 不明  
(最後の住所) タイ  
所有者 (亡丹波豊吉の相続人) 大久保誠悟  
届出期間満了日 令和8年3月6日  
令和8年1月8日 熊本地方裁判所  
(別紙) 物件目録
- 所在 阿蘇郡西原村大字布田字玉ノ迫  
地番 1411番2  
地目 畑  
地積 1222平方メートル  
所有者 丹波フジ子共有持分 36分の1  
所有者 坪井敏子共有持分 1440分の11  
所有者 青山友子共有持分 1440分の11  
所有者 丹波君子共有持分 1440分の11  
所有者 森田忠志共有持分 1008分の1  
所有者 森田平治共有持分 32分の1  
所有者 丹波福己共有持分 120分の7  
所有者 丹波展市共有持分 120分の7  
所有者 丹波幸子共有持分 120分の7  
所有者 大久保誠悟共有持分 432分の13

**令和7年(子)第6号**

- 沖縄県中頭郡西原町上原2丁目9番1号ルボアYARA502  
申立人 福井 輝  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) (記載なし)  
所有者 不明 (管理者 琉球政府)  
届出期間満了日 令和8年3月9日  
令和8年1月8日 那覇地方裁判所  
(別紙) 物件目録
- 1 所在 中頭郡西原町字池田赤森  
地番 530番  
地目 原野  
地積 3169平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十二日

掲載頁 一九九頁(号外第二七二号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十二日

掲載頁 一九九頁(号外第二七二号)

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十二日

掲載頁 一九九頁(号外第二七二号)

(丁) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十二日

掲載頁 一九九頁(号外第二七二号)

(戊) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十二日

掲載頁 一九九頁(号外第二七二号)

(己) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十二日

掲載頁 一九九頁(号外第二七二号)

(庚) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月二十二日

掲載頁 一九九頁(号外第二七二号)

令和八年一月二十一日

東京都世田谷区上馬五丁目三七番六号

(甲) 株式会社TAKESHI

代表取締役 古川 猛

東京都千代田区岩本町一丁目九番八号

(乙) デイスティニ株式会社

代表取締役 古川 猛

東京都千代田区岩本町一丁目九番八号

(丙) シンフォオニ株式会社

代表取締役 古川 猛

東京都大田区中央四丁目三〇番五号

(丁) NEXT株式会社

代表取締役 進藤 剛

横浜市港北区篠原町二五七二一

(戊) ゴクウ横浜株式会社

代表取締役 古川 猛

東京都世田谷区上馬五丁目三七番六号

(己) 株式会社曉

代表取締役 今井 一江

千葉県市川市大和田二丁目七番四号

(庚) IMPACT株式会社

代表取締役 古川 猛

東京都品川区東五反田二丁目七番一八号

(甲) 株式会社FEL

代表取締役 長瀬 文男

東京都品川区東五反田二丁目七番一八号

(乙) 三日月株式会社

代表取締役 長瀬俊二郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://group.nagase.com/nagasechemtex/company/public-notice>

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月三十日

掲載頁 一五七頁(号外第一四八号)

令和八年一月二十一日

大阪市西区新町一丁目一番一七号

(甲) ナガセケムテックス株式会社

代表取締役 森田 貴之

福井県坂井市三国町米納津四九字一一の一

(乙) 福井山田化学工業株式会社

代表取締役 佐々木大輔

東京都江東区亀戸五丁目三〇番三

(甲) マックスバリュ関東株式会社

代表取締役 平田 炎

東京都杉並区阿佐谷南一丁目三二番一〇号

(乙) イオンマーケティング株式会社

代表取締役 乾 哲也

東京都品川区東五反田二丁目七番一八号

(甲) 株式会社NS5-4号

代表取締役 伊勢 剛

福岡市博多区上川端町一二番二〇号

(乙) 株式会社アークH.D

代表取締役 上村健太郎

新潟県長岡市西千手一丁目一番一〇号

(丙) 株式会社アテンド

代表取締役 桑原 厚

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が関東で営むスーパーマーケットの事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.nv-kanto.co.jp/company/>

(乙) <https://www.dai-1.co.jp/corporate/ir/koukokuhtml>

令和八年一月二十一日

東京都江東区亀戸五丁目三〇番三

(甲) マックスバリュ関東株式会社

代表取締役 平田 炎

神戸市中央区港島中町四丁目一番一

(乙) 株式会社ダイエー

代表取締役 西峠 泰男

吸収分割公告

左記会社は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割により、甲が利用権限を有する映像作品の上映及び頒布並びに甲が利用権限を有するコンテンツの利用等を国内外の事業者

に国外市場向けにライセンスする事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継すること

といたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十一月十八日

掲載頁 五十三頁(号外第二五三三号)

令和八年一月二十一日

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号

(甲) 東宝株式会社

代表取締役 松岡 宏泰

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号

(乙) TOHO Global株式会社

代表取締役 植田 浩史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十二月二十二日 掲載頁 一〇〇頁(号外第二七二号)

令和八年一月二十一日 大阪市住之江区柴谷一丁目一番四〇号

(甲) 株式会社G A M 代表取締役 池田 勝義 (乙) ジック株式会社 代表取締役 池田 勝義

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の福岡県内で運営する高齢者向け施設及び調剤薬局に係る事業の全部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十月一日 掲載頁 一六八頁(号外第二二〇号)

令和八年一月二十一日 福岡県田川市大字楠二〇八五番地一〇

(甲) 株式会社あいあい 代表取締役 佐々木一成 (乙) 株式会社S K Y 代表取締役 佐々木一成

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する石垣食品株式会社(住所東京都中央区八重洲二丁目一番一号)に対して当社の個人向け食品・飲料類販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

簡易会社分割に該当するため、当社の株主総会の承認決議は省略しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。令和八年一月二十一日 東京都港区白金台五丁目一八番九号

株式会社ウエルディッシュ 代表取締役 小松 周平

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日 仙台市青葉区北目町二番三七号

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。組織変更後の商号は株式会社アストルグループとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 埼玉県三郷市早稲田二丁目二五二一

A S T O L 合同会社 代表社員 佐々木 寛

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 千葉県船橋市中野木一丁目二番三九一

千葉県船橋市中野木一丁目二番三九一 合同会社ナレッジテック 代表社員 野田 裕

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日 東京都町田市旭町一丁目一八番二四号 ONE DOOR 合同会社 代表社員 一戸 雅行

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。組織変更後の商号は株式会社サングロスとします。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月三十日に終了を予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 東京都足立区花畑七丁目四番三

合同会社サングロス 代表社員 澤田 晟

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 東京都多摩市山王下一五〇一〇四〇

キャリアード合同会社 代表社員 川下 裕史

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社K o h M o r i とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 東京都品川区西品川一四一〇センチ

リービル一〇一号室 合同会社K o h M o r i 代表社員 好田 盛也

組織変更公告

当社は株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日 東京都江戸川区西小岩四丁目一〇番六号 アドブレイン合同会社 代表社員 黒川 良美

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。組織変更後の商号は株式会社松山企画とします。

効力発生日は令和八年二月二十三日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月二十二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 神奈川県川崎市宮前区鷺沼四丁目三番地一三 合同会社松山 代表社員 松山 茂雄

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日 大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第2ビル二二一

合同会社t w o r i n g s 代表社員 和仁 稔

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。

組織変更後の商号は東源株式会社とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 大阪府泉南市樽井七丁目二七番五号 東源合同会社 代表社員 金 明 学

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年二月二十八日であり組織変更後の商号は株式会社田中陽子デザイン事務所とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 大阪市西区京町堀一丁目一四番二五号京二ビル三〇一 合同会社田中陽子デザイン事務所 代表社員 橋本 陽子

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年二月二十六日であり、組織変更後の商号は株式会社P a r t n e r D o c とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年一月二十一日 大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第2ビル二二一

S a n a 合同会社 代表社員 渡邊 健太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大阪府大阪市生野区勝山北五丁目一七番五号  
合同会社 J A D E C O M P A N Y  
代表社員 高木 知美

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することいたしましたので公告します。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.yon-e.co.jp/company/  
information/affiliated/

令和八年一月二十一日

香川県高松市上之町三丁目一番四号  
顎娃風力発電株式会社  
代表取締役 松木 敦則

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

熊本市中央区新市街一三一一三フタビル三階  
合同会社 福徳  
代表社員 中山 美保

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大分市大字田原九六番地（エスポワールわ  
さだ式番館一〇三）  
合同会社 エスペランサアセットマネジメ  
ントパートナーズ  
代表社員 株式会社テラスバ  
職務執行者 佐藤 準基

組織変更公告

当社は、令和八年二月二十七日を払込期日とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額減少し、その全額を資本準備金とすることとし、最終的な資本金の金額を一億円とすることいたしました。

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都杉並区阿佐谷南二丁目三番一〇号  
イオンマーケティング株式会社  
代表取締役 乾 哲也

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都大田区矢口一丁目五番一五号  
桂川電機株式会社  
代表取締役 渡邊 正禮

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都杉並区阿佐谷南二丁目三番一〇号  
イオンマーケティング株式会社  
代表取締役 乾 哲也

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都杉並区阿佐谷南二丁目三番一〇号  
イオンマーケティング株式会社  
代表取締役 乾 哲也

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都大田区矢口一丁目五番一五号  
桂川電機株式会社  
代表取締役 渡邊 正禮

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都杉並区阿佐谷南二丁目三番一〇号  
イオンマーケティング株式会社  
代表取締役 乾 哲也

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

大阪府東住吉区住道矢田八丁目一三番二六号  
ダイワテックホールディングス株式会社  
代表取締役 神農 竹夫

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都港区六本木七丁目七番七号  
六本木吸収分割株式会社  
代表取締役 坂本 真一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を八億二千八百二十二万六千三百十三円、資本準備金の額を八億二千八百二十二万六千三百十二円減少することにした。

官報

掲載の日付 令和七年七月十四日

掲載頁 一六〇頁(号外第一六一号)

令和八年一月二十一日

神戸市兵庫区荒田町四丁目八番五号

株式会社カナモリコーポレーション

代表取締役 金森 勇祐

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十一日

福島県いわき市平字研町二番地

株式会社東日本計算センター

代表取締役 鷲 弘樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにした。

令和八年一月二十一日

千葉県船橋市海神町南一丁目一四七五番地

丸山金属工業株式会社

代表取締役 河上 達夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしました。

令和八年一月二十一日

愛知県西尾市一色町前野川原三三番地四

上坂印刷株式会社

代表取締役 太田 利和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である池田肇及び林東錦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

中華人民共和国福建省廈門市高崎国際空港

東球道路二〇号

大阪府南都田尻町泉州空港中一番地関西

国際空港内 厦門太古飛機工程有限公司

日本における代表者 林 東錦

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市花園東町一丁目一四番、最後の住所香川県高松市塩江町安原下第三号

右被相続人は令和七年九月二十八日死亡し、その相続人は令和八年一月十四日高松家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

令和八年一月二十一日

東京都小平市鈴木町一七二二一

グランスクエア一橋学園式番街一〇一〇号

相続財産清算人 児嶋 和夫

任意清算公告

当社は、令和八年一月十日をもって解散し、会社法第六八八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算を行います。

令和八年一月二十一日

仙台市太白区中田町字後河原六番地の三七

合資会社 三和電工

代表社員 八巻 勝美

任意清算公告

当法人は、令和七年十二月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたします。

令和八年一月二十一日

福岡市博多区店屋町四番一六号土居ビル

税理士法人レイセン会計

代表社員 國崎 充夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十八億三千六百六十五万八千六百九十九円減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0001050/c37g/

令和八年一月二十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇

一〇

H S J P N 2 特定目的会社

取締役 吉岡 淳

債権申出の公告(第二回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

東京都中央区日本橋本町四丁目四番一四号

長谷川香料株式会社

確定給付企業年金清算人 江波戸崇道

訂正公告

令和八年一月十四日(号外第七号)掲載の所有者不明土地及び建物管理人による供託公告中、二供託所「千葉法務局木更津支局」とあるは、二供託所「千葉地方法務局木更津支局」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十一日

千葉市中央区本千葉町一番一〇号 日土地千葉中央ビル五F コンパサーレ法律事務所

所有者不明土地及び建物管理人

弁護士 齊木 昭宏

訂正公告

令和七年十一月十一日掲載の優先資本金の額の減少公告中、「取締役 鄭 武壽」とあるは、「取締役 田中 雅勝」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

恵比寿特定目的会社

取締役 田中 雅勝

取消公告

令和七年十一月二十六日掲載の当社の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年一月二十一日

東京都港区高輪三丁目一番三番イハラ高輪ビル

イハラサイエンス株式会社

代表取締役 唐澤 将

正誤

令和七年七月三十一日厚生労働省告示第二百十四号(租税特別措置法施行令第二十六條の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件)(原稿誤り)

二ページ下段改正後欄一行目から一五行目までは次のとおり誤り。

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六條の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第七十九号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。)とする。

一〇二四(略)

二十五 オメプラゾール

二十六 九十五(略)

九十六 ランソプラゾール

九十七 百(略)

同ページ下段改正前欄一行目から一五行目までは次のとおり誤り。

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六條の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。)とする。

一〇二四(略)

(新設) 二十五 九十四(略)

(新設) 九十五 九十八(略)